

いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（2月11日）
意見交換会テーマ「」
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ 学校の教育重点目標に「健康な子ども」を設定し推進

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 1年幼稚園、保育園との交流学习（2月）
- ② 2年地域交流活動「じゅくそう会交流」（1月）
- ③ 3年お店体験（10月）
- ④ 4年福祉体験「盲導犬・点字体験」（11月）「合掌苑交流」（2月）
- ⑤ 5年食育農業体験活動「稲の収穫：感謝祭」（12月）
- ⑥ 6年平和学習（10月）邦楽体験（1月）
- ⑦ 児童会活動：異学年交流「子ども祭り」（10月）
- ⑧ 異学年交流活動「たてわり班活動」（10月）
- ⑨ 食育体験「お弁当の日」（9月）
- ⑩ 中学生職場体験（11月）

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「4 いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用

(2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③スクールカウンセラーによる教育相談

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③保護教、民生・児童委員
- ④町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤学校サポートチーム

II いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」 と伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅲ いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校 長		副校長		生活指導主任	
教育相談担当		養護教諭		ス ク ー ル カウンセラー	
当該学年主任		当該学級担任		関係教員	

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、
スクールソーシャルワーカーと連携する。